

り災証明書の申請・記入要領

◆「り災証明書」を申請される前に

- 「り災証明書」は、消防職員が火災現場を確認、調査をしていないと交付できません。
また、燃えた状況や燃えたもの等被害の事実が確認できない場合についても、証明書を交付できない場合があります。
- 「り災証明書」を申請するときには、「交付手数料」が1通につき「200円」必要です。
- 「り災証明申請書」は、各消防署及び茨城西南広域消防本部のホームページからもダウンロードできます。

◆申請される場合

- 「り災証明申請書」の受付は、現地（消防署）で行うものとし、平日の午前8時30分～午後5時00分までとします。
「り災証明書」の交付（受取り）についても、上記のとおり同様の時間帯とします。
- 「り災証明書」の申請者にあつては、「り災物件」の所有者、管理者、占有者及びり災者の同居親族及び血族2親等以内である場合、その他消防署長が適当と認める者としてします。
上記の対象者から委任された者（代理人）の場合は、委任状を添付（提出）してください。
- この申請をする場合、窓口に来られた方が本人であることを確認する必要があるときは、運転免許証又は身分証明書等の提示を求める場合があります。

◆記入要領

- 「申請者」欄は、申請される方の住所、電話、氏名を記入してください。
※り災物件の所有者等が法人である場合は、法人名と代表者の職、氏名を記入してください。
（記入例：〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇）
- 1.使用目的は、必要な理由を具体的に記入してください。
（例：保険請求、役所提出（税金の減免）、廃車手続き、滅失登記など）
- 2.必要枚数は、必要とする枚数を記入して下さい。
- 3.申請者とり災物件との関係は、該当するものを○で囲んでください。
- 4.り災年月日、5.り災場所、6.証明を要する事項は、「り災証明書」の記載内容と整合させるため、申請書提出時（り災場所を管轄する消防署）にて記入してください。

■申請及び問合せ先

茨城西南広域消防本部

古河消防署	茨城県古河市中田 1683 番地 9	0 2 8 0 - 4 7 - 0 1 2 0
下妻消防署	茨城県下妻市本城町二丁目 22 番地	0 2 9 6 - 4 3 - 1 5 5 1
坂東消防署	茨城県坂東市岩井 267 番地 1	0 2 9 7 - 3 5 - 2 1 2 9